

5 保護方針

まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―（2004）では、カテゴリーごとに保護方針に基づく対応を掲載した。対応については環境省編（2001）「自然環境のアセスメント技術（Ⅲ）」の考え方にしたが、環境保全措置の方向として、回避、低減、代償措置とした。

レッドデータブックに掲載された種に対する保護は、すべてを回避することが理想であるが、現実的には事例ごとに、回避から代償措置までの多様な対応が必要となろう。したがって、この保護方針は、関係機関の前向きな取り組みを規制するものではなく、生息・生育環境への影響の回避または低減を優先するものである。

保護方針及び対応

カテゴリー	保護方針	対応	
絶滅危惧	I A類	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。	回避を原則とする
	I B類	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする
	II類	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする
準絶滅危惧	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。	低減又は代償措置を原則とする	
情報不足	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように配慮する。	可能な限り代償措置*	
地域個体群	このカテゴリーに該当する地域個体群の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。	低減を原則とする	
要注目種	N-I (現状不明)	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。	回避又は低減を原則とする*
	N-II (分布上注目種等)	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。	低減又は代償措置を原則とする
	N-III (部会注目種)	このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように配慮する。	可能な限り代償措置*

*該当種の中には、新たな情報が得られたり、知見がそろったりすれば、絶滅危惧 I A類など上位カテゴリーに位置づけられるような種も含まれている。したがって、対応も記載された内容だけでなく、現地調査の結果などから、より上位の対応が好ましいと判断された場合は、それに基づいて取り組むこととする。

対応の考え方

環境保全措置	内 容
回避	<p>行為（環境影響要因となる事業行為）の全体または一部を実行しないこと によって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環 境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避 といえる。具体的には、事業の中止、事業内容の変更（一部中止）、事業実 施区域やルートの変更などがある。つまり、影響要因またはそれによる生態 系への影響を発現させない措置といえる。</p>
低減	<p>低減には、「最小化」、「修正」、「軽減／消失」といった環境保全措置が含 まれる。最小化とは、行為の実施の程度または規模を制限することによって 影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生 または回復することにより影響を修正すること、軽減／消失とは、行為期間 中、環境の保護および維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減または 消失させることである。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の 発現を最小限に抑えること、または、発現した影響を何らかの手段で修復す る措置といえる。</p>
代償	<p>損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわ れる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償するための措置であ る。つまり、消失するまたは影響を受ける環境（生態系）にみあう価値の場 や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させる措置といえる。</p>

※ 回避、低減、代償とは表に示す内容としてとらえるが、それらの間を厳密に区分できるものではない。

環境省編（2001）「自然環境のアセスメント技術（Ⅲ）」 p134～135より表を作成